

# 建 議 書

三笠市農業委員会



われわれ農業委員会は、「農地等の利用関係の調整、農地の交換分合その他農地に関する事務の執行」について、地方自治法に定められた独立した執行機関として、優良農地の確保、遊休農地の発生防止・解消、及び担い手に対する農地の利用集積の促進などに努めてきたところであります。

現在の農業は、農畜産物価格の低迷や国内消費量の減による農業所得の減少という厳しい状況が続いており、それらが改善されていない中での今年10月のTPP交渉の大筋合意は、国民の食の安全・安心を守る農業者の生産意欲を大きく減退させることへ繋がりがかねない大きな問題であります。

このような中で、良好な農村の景観確保及び市民に対し、今後も永続的に安心して新鮮かつ安全な農畜産物を提供していくためには、われわれ農業委員会が先頭に立って三笠市の基幹産業である農業の持続的発展を支えていくことに加えて、行政の支援及び協力は必要不可欠であります。

このため、当農業委員会は、三笠市の農業者が希望と誇りを持って農業に取り組み、そして、次世代に安心して受け継がれるよう、必要な施策等について、本市農業者からの意見・要望を積み上げ、建議事項を決定いたしました。

つきましては、市においても、農業・農村の振興のため各種施策を推進されますとともに、国及び道に関する事項についても強く要望・要請されたく、農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定に基づき建議いたします。

平成27年12月17日

三笠市長 西城賢策様

三笠市農業委員会

会長 澤田益治

## 1. TPP交渉の大筋合意について

今年10月、参加12か国による大筋合意に至ったTPP交渉は、政府は国会決議事項であった「重要5品目の関税撤廃例外」について守ったと説明しているが、実際のところは一部品目の関税撤廃など国会決議遵守とはなっておらず、到底受け入れられるものではない。

このことは、食料自給率の低下や農畜産物の生産縮小に繋がるだけでなく、安全・安心な農畜産物の生産活動の継続に大きな支障を来たしかねない。

このため、生産者の不安を払拭し、安心して生産活動が行えるよう、農家への丁寧な説明、情報開示について、われわれは北海道農業会議等を通じ要請活動を行っていくので、行政としても国に対し引き続き強く求められたい。

## 2. 農業委員会法の改正について

改正農業委員会法の可決・成立により、現委員が任期満了となる平成 29 年 7 月からは、これまでの公選制から、地域推薦・公募を経た上で市長が議会の同意を得て任命する任命制に変わることとなった。

われわれ農業委員会は、これまで地域の実情を熟知した者が農業・農村の発展に向けて業務を遂行してきたところであり、このことは地域の農業者の声を十分に反映するためには必要不可欠である。

今後、農業委員の選任は市長に委ねられることを十分ご留意の上、地域の代表制を確保し、農業委員会の業務に支障が出ないよう慎重に選任されることを強く望む。

### 3. 農産物の付加価値向上のための取組みについて

高齢化の進展による後継者不足の解消として、昨年、三笠東地区に「イオンアグリ創造株式会社」の誘致が実現したところであるが、このことが、今年7月、三笠市特命大使・大使補佐による香港への三笠メロン輸出・PRという効果をもたらした。今回、海外への販路拡大という新たな道を作り出したことは、当市の農産物の可能性を拡大するものであり、大きく評価できるものである。

今後の取組みとして、メロンに限らず、他の農産物の海外輸出について期待する声も大きいことや、本市の農業を担う強い経営体へと育つ機会も広がるため、行政の支援や後押しを切に願いたい。

#### 4. 農地の保全管理及び基盤整備について

近年は異常気象と言われる状態が恒常化し、中でも局地的なゲリラ豪雨や長雨による湿害等による農作物被害は、年々深刻なものとなっている。

このような被害防止対策として、農業者はこれまでも各自が負担し暗渠整備を行ってきたが、個々の対応では小手先の対応に過ぎず、抜本的な解消とまではなっていないのが実情である。

これまでも建議の中で訴えてきた、国・道等の事業による基盤整備事業の実施が必要と認識しているが、事業実施までには多大な時間を要するという側面もある。

このため、地域としての基盤整備事業実施に向けた取組みと並行して、対症療法としての農地保全対策（排水整備）も有用であるとの考えから、厳しい農業経営環境を考慮いただき、各自負担している小規模基盤整備費用に対する支援を新たに講じられたい。

## 5. 中核的な担い手の育成支援、新規就農者等の確保について

市内農家戸数の減少に対して、これまで経営規模拡大により本市農業を守ってきた結果、1戸当たり経営耕地面積は25年前と比較して約2倍に当たる10.5haの面積を抱えているというのが本市農業の実態である。

今後も持続的かつ発展的に本市農業経営の確立を図るためには、中核的な担い手・農業後継者の育成支援、新規就農者の確保は大きな課題となっている。

新規就農者の確保については、これまで本市が推進する経営継承方式（リレー方式）により一定の成果が出ているものと思っているが、今後も当農業委員会と地域農業者、行政が連携して推進していくべきと考える。

また、先に述べたようにTPP交渉による農業経営の先行き不透明感が強い中、生き残りをかけて懸命に努力している志の高い中核的な担い手への育成支援として、ニーズを十分に把握した上で、視察研修経費に対する支援など、効果的な支援策を講じられたい。